

いじめ対応にあたっての心構え・危機管理の「サ・シ・ス・セ・ソ」
 サ・・(常に)「最悪を考え」 シ・・「慎重に」 ス・・「素早く」
 セ・・誠意をもって ソ・・「組織で対応」

②聞き取り

①発見

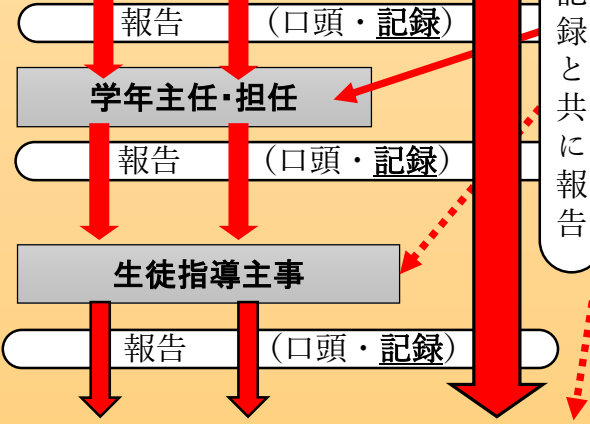
担任 ← 全職員

- 差別を存続させる4観点に基づく児童の観察
- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート等)
- 本人の保護者からの訴え
- 上記以外からの情報提供

複数の職員で対応

- ※マネジメント：校長、教頭
- ※実際の指示：生徒指導主事(教頭)
- 関係者から丁寧に話を聞く。
- できる限り多くの情報を得る。
- 聞き取り内容(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。
- 【聞き取りの際の注意事項】
- ・児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・行為の背景にも思いを向ける。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起らないよう細心の注意を払う。
- ・聞き取った内容は、記録として残す。
- ・関係者の言動の事実を慎重かつ正確に記録する。

③報告・共有



記録と共に報告

報告・相談

校長・教頭・主幹教諭

招集

市教育委員会・市教育センター
 警察署
 子ども相談センター 等

④組織対応「学校いじめ防止・対策委員会」

報告・情報の整理・共有
 対応方針の決定

指導・対応者編成
 事案の状況より、対応者の決定(教頭・担任・生徒指導主事・養護教諭等)

■メンバー

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該担任、教育相談担当教諭、養護教諭、SC、SSW、保護者代表、学校運営協議会委員等

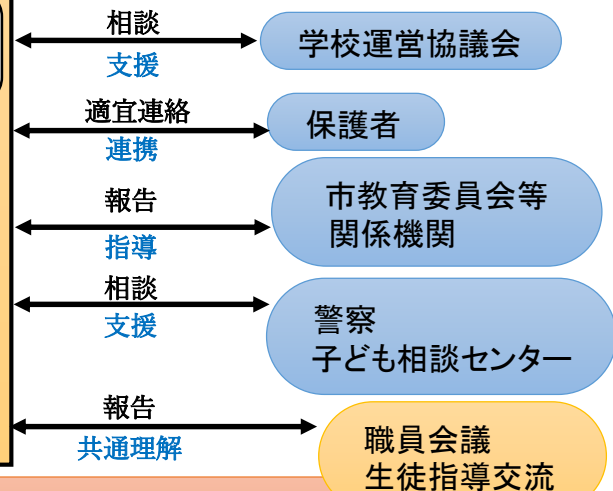
■初期の組織対応

- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・児童の言動の確認
 - ・聞き取り状況
- (2)対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・迅速な家庭訪問
 - ・関係者への指導
 - ・本人、保護者の意向を踏まえた指導等

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・弁護士・医師
- ・警察官経験者 等

助言



いじめ解消に向けて指導しきる

・いじめの定義に基づき「いじめ」にあたる言動について指導しきる。

経過の見守りと継続的な支援(保護者・関係機関等との連携)